

健康保険から労災保険の切替手続きについて

滋賀労働局（大津、彦根、東近江労働基準監督署）用

- 労働者の労働災害（業務上の災害、通勤途上の災害）による負傷について、健康保険は適用されません。
- 誤って健康保険を使って治療を受けられた場合は、以下の手続きにより労災保険への切替請求を行ってください。

1 受診医療機関（薬局）に連絡

健康保険を使用して治療を受けられた医療機関（薬局）に対し、自身の負傷が労働災害である旨を伝え、これまでに支払った医療費（薬剤費）が労災保険に切替えできるかどうか確認してください。

労災切替えが可能となった場合は、次の書類を作成し事業主証明をもらい受診医療機関に提出してください。

業務災害の場合 → 様式第5号「療養補償給付たる療養の給付請求書」
通勤災害の場合 → 様式第16号の3「療養給付たる療養の給付請求書」

- ※ 薬局へは医療機関に提出した請求書のコピーを提出してください。
（滋賀県外の薬局ではコピーで対応できない場合もあります）
- ※ 労災保険に切替えることにより窓口で負担した治療費（薬剤費）は返金されますが、具体的な返金手続きについては医療機関等にお尋ねください。
- ※ 複数の医療機関（薬局）に受診している場合で、現在受診している医療機関の転医前の医療機関（薬局）も労災切替可能となった場合は、転医前の医療機関（薬局）に上記書類を、現在受診中の医療機関（薬局）に次の書類を提出してください。
業務災害の場合 → 様式第6号「療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」
通勤災害の場合 → 様式第16号の4「療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」
- ※ 受診機関に整骨院や接骨院などが含まれる場合、一部の医療機関（薬局）で労災切替えが不可能な場合などは、手続きが複雑になることが多いため、労働基準監督署（滋賀県内については裏面参照）までお問い合わせください。

労災切替えができない場合は、以下の流れで自己負担費用の請求手続きを行います。

2 健康保険組合に連絡

自身の加入する健康保険組合に、今回の負傷が労働災害であることを申し出てください。

- ※ 健康保険組合には全国健康保険協会（各都道府県支部）、企業グループ等が組織する健康保険組合、各市区町村が運営する国民健康保険があります。健康保険証から自身の加入する健康保険組合を確認して連絡を行ってください。

3 健康保険組合に返納手続き

2で連絡した健康保険組合の手続きに従い、健康保険で受診した医療費（薬剤費）の返納を行います。このとき、健康保険組合から受診医療機関（薬局）のレセプト（診療報酬明細書）の可否を聞かれた場合は“必要”と回答してください。

4 健康保険返納後の請求書類作成

健康保険組合等に返納手続きを行った後、下記請求書類に①～③の資料を添付のうえ、負傷当時の所属事業場を管轄する監督署に提出してください。

業務災害の場合 → 【医療機関】様式第7号(1)「療養補償給付たる療養の費用請求書」
【薬局】様式第7号(2)「療養補償給付たる療養の費用請求書^薬」通勤災害の場合 → 【医療機関】様式第16号の5(1)「療養給付たる療養の費用請求書」
【薬局】様式第16号の5(2)「療養給付たる療養の費用請求書^薬」

- ① 健康保険で受診した際の窓口負担額の「領収書」（原本）
- ② 上記3で健康保険組合に返納した際の返納金の「領収書」（原本）
- ③ 健康保険組合から送付されたレセプト（未開封の状態に添付してください）

- ※ 窓口負担の「領収書」を紛失した場合は、以下の5の（3）の手続きを行ってください。
- ※ 健康保険組合から送付されたレセプトがある場合は、請求書裏面の「療養の内訳及び金額」欄の記載は省略することができます。（健康保険組合から送付されたレセプトがない場合は、医療機関（薬局）で「療養の内訳及び金額」欄を記載してもらうか、医療機関（薬局）が発行するレセプト（診療報酬明細書）を添付してください。
- ※ 医療費（病院分）と薬剤費（薬局分）は別様で請求書を作成する必要があります。
- ※ 既に労災認定を受けている場合であって、医療費の全額負担が困難な場合などには、一時的に医療費の全額を自己負担することなく請求する方法もありますので、希望される場合は、労働基準監督署へ申し出てください。

5 その他留意点、注意事項等

- (1) 労災請求用紙のダウンロードについて
上記の請求用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>
インターネットの検索サイト（google、yahoo等）で【労災 請求書】と入力し、検索してください。
- (2) 請求用紙の証明料について
健康保険に返納を行った場合に作成する労災請求用紙（様式第7号、16号の5）については、医療機関（薬局含む）の証明が必要となりますが、この証明に要した費用は労災保険で支給することができませんので御注意ください。
- (3) 窓口負担額の領収書を紛失した場合について
医療機関（薬局）で領収書の再発行ができない場合は、別紙「療養費等領収書紛失届」を作成し、請求書類に添付して提出してください。

滋賀県内の労働基準監督署

大津労働基準監督署	大津市打出浜14-15 3階	TEL 077-522-6644	(担当部署 労災課)
彦根労働基準監督署	彦根市西今町58-3 3階	TEL 0749-22-0654	(担当部署 労災課)
東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町8-14	TEL 0748-41-3367	(担当部署 労災課)

療養費等領収書紛失届

平成・令和 年 月 日負傷に係る下記診療等機関等での個人負担分の領収書を紛失しましたことを届けます。

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

受診機関等名称： _____ 受診等年月日：平成・令和 _____ 年 _____ 月

且

(上記に記載しきれない場合は任意の用紙に記載のうえ添付してください)

労働基準監督署長 殿

令和 年 月 日

電話番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____